

全員協議会会議録

1 日 時 令和7年3月4日(火) 13時28分開会 14時57分閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席議員 山本奈央・田村幸紀・只野敏彦・川上 均・中河つる子
鈴木孝寿・橋本晃明・桜井崇裕・佐藤幸一・西山輝和
中島里司・深沼達生
議長：山下清美

4 事務局 事務局長：大尾 智、次長兼総務係長：川口二郎

5 説明員 町長：辻 康裕、総務課長：神谷昌彦、総務課長補佐：野々村徹、
財政課係長：宮下友輝、建設課長：山田寿彦、
建設課長補佐：小笠原国雄

6 議 件

(1) 町長からの申し出事項

- ①令和7年度予算の概要について
- ②第2回定例会について
- ③都市計画マスタープランの策定について

(2) 議会運営委員会からの報告事項について

- ①3月定例会議案の審議方法について
- ②審議日程の見通しについて
- ③清水町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ④清水町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程の制定について
- ⑤令和7年度町議会定例会日程(予定)について
- ⑥令和7年度議会運営委員会所管事業の取り組みについて
 - ・議会報告会と町民との意見交換会について
 - ・模擬議会について

(3) 令和7年度議会費の予算(案)について

(4) 今後のスケジュール(3月定例会等)

(5) 議員研修の受講者の確認について

(6) その他

7 会 議 録 別紙のとおり

【開会 13:28】

(1) 町長からの申し出事項

①令和7年度予算の概要について

山下議長：これから全員協議会を開催する。今日については町長からの申し入れ事項、また議会運営委員会からの報告事項、その他議会の予算、それから今後のスケジュール、委員研修の受講者の確認について等々である。初めに、町長からの申し出事項に入る冒頭で町長からご挨拶をいただく。

町長(辻 康裕)：今日は、令和7年度当初予算(案)がまとまったので、全員協議会にて概要を説明させていただく。よろしく願います。令和7年度当初予算については、骨格編成となる。一般会計当初予算額は8085億8900万円となり、これに3特別会計に企業会計を加えた、全会計での予算総額は123億7910万円である。政策予算を除いたことで減となっているが、義務的経費や経常的経費の計上を行うとともに、補助金を活用する事業についても一部計上し、予算編成を行ったところである。後ほど、総務課長と財政担当から令和7年度当初予算案の概要説明があるので、よろしく願います。そして、皆に1点報告がある。山本副町長、解職の決断経過についてである。地方自治法第163条に基づく副市町村長は、普通地方公共団体の長と特殊な信任関係にあるため、任期中であっても解職することができるかとされている。町民の皆が今回私を選んでくれた理由の一つとして、役場の刷新を求めていると感じているので私の考えとしては、まずは理事者の刷新から取り組んでまいりたいと思っているため、大変苦渋ではあるが、この決断に至った。新たな副町長については、現在人選を調整中であり、固まった段階で議員の皆様事前に話させていただいた上で、3月定例会の会期中に人事議案を提出させていただくので、よろしく願います。以上。

山下議長：それでは、執行部側から説明をしていただく。新年度予算の概要について説明をお願いします。

総務課長(神谷昌彦)：令和7年度の予算(案)の概要について説明する。私の方からは、お配りした予算に関する資料の1ページ目の「総括表」及び2ページ目の「歳入歳出対比表」について、ご説明申し上げて、3ページ目以降の資料については、担当する財政係長の宮下より説明するのでよろしく願います。最初に1ページ目をご覧いただきたいと思う。1、令和7年度清水町予算(案)総括表として、各会計の予算額が一覧となっている。一般会計と3特別会計及び2企業会計の予算総額については、12,379,100千円で、前年度の当初予算対比では、65,100千円の減となり、率にして0.5%の減となったところである。各会計毎の予算総額だが、一般会計の予算総額は8,589,000千円で、前年度比79,000千円の減となり、率にして0.9%の減となったところである。また、一般会計から3特別会計と2企業会計に対する繰出金等の総額は516,200千円となり、前年度対比で15,107千円の増となったところである。特別会計だが、国民健康保険特別会計は、予算総額、1,288,500千円、保険給付費の増等により、前年度比9,500千円の増、率にして0.7%の増である。次に、後期高齢者医療保険特別会計であ

るが、予算総額、216,300千円で、後期高齢者医療広域連合への納付金が増となり、前年度比5,300千円の増、率にして2.5%の増である。次に、介護保険特別会計については、予算総額、1,232,300千円で、保険給付費の増等により、前年度比24,800千円の増、率にして2.1%の増となっている。次に、水道事業会計だが、収益的支出と資本的支出を合算し、予算総額は、532,700千円、配水管布設替工事の増等により、前年度比77,600千円の増、率にして17.1%の増となっている。最後に、下水道事業会計。予算総額は520,300千円で、終末処理場機器更新事業の減等により、前年度比103,300千円の減、率にして16.6%の減となっている。次に、2ページ目をご覧いただきたいと思う。一般会計予算案の歳入歳出対比表である。先程、申し上げたとおり、一般会計の予算総額は8,589,000千円、前年度比79,000千円の減であるが、政策的な事業予算を除いたことにより減となったところである。主な内容についてご説明申し上げる。対比表の左側、歳入であるが、1款、町税は、前年度比 37,080千円の増、率にして2.8%の増である。個人町民税については、前年度の定額減税分の回復で増を見込んでいるが、物価高騰等の経済状況も考慮し、前年度比30,000千円の増、固定資産税は、家屋等の新設分を考慮し前年度比5,000千円の増となっている。2款 地方譲与税から11款、地方交付税については、地方財政計画で示された率により、それぞれ算出している。なお、地方交付税は国の出口ベースで1.6% 2,904億円の増となっているが、当町においては、普通交付税の公債費算入分が増となることなどにより、3.2%増の110,000千円の増を見込んでいる。15款 国庫支出金については、道路新設改良関連の国庫支出金の増等により、前年度比 161,838千円の増となっている。16款 道支出金については、道営畑地帯整備事業にかかる道補助金の減等により、39,811千円の減となっている。18款 寄附金については、前年度比150,000千円増で、いきいきふるさづくり寄附金として450,000千円を見込んでいる。19款 繰入金については、前年度比 417,000千円減の452,000千円となっている。22款、町債は、前年度比136,500千円の減である。続きまして、対比表右側、歳出。骨格編成による政策的な事業予算を除いたことにより減となったところであるが、主な内容につきまして、いくつか挙げさせていただく。2款、総務費では、いきいきふるさとづくり寄附金の増に伴う関連経費、総合行政システム管理事業などにより、354,527千円の増となっている。8款、土木費では、通学路緊急対策事業、町営住宅建設事業等で、63,966千円の増となっている。9款、消防費では、とちち広域消防事務組合負担金（高機能指令システム・デジタル無線機更新事業、御影分遣所水槽車更新事業）等で、66,772千円の増となっている。予算編成全体の概要については、町長のご挨拶と重複する部分があるが、物価高騰などに対応するための財政需要が増大し、財政状況は厳しさを増しているが、義務的経費や経常的経費を適切に計上し、補助金を活用する事業についても一部計上し予算編成をおこなったところである。なお、予算書について、内容のチェックについて充分行っているが、もし、何かお気づきの点があったら、議会事務局を通じてご連絡いただくよう、よろしく願います。以上、私の方からの説明とさせていただきます。引き続き、3ページ目以降について担当から説明する。

財政課係長(宮下友輝)：わたくしの方から3ページ以降について説明をする。3ページの令和7年度一般会計予算(案)総括表については、歳出予算に係る款別予算・財源内訳・前年度比較を示す表となっている。4ページについては、一般財源の内訳と前年度の比較を示す表となる。5ページから11ページにかけては、一般会計・特別会計等の主な事業一覧である。なお、複数年度の実施計画となる大型建設事業や主な新規事業などについては、一覧から抜き出し、15ページから20ページに事業シートを掲載している。それでは、5ページ、安全・安心に暮らしつづけるまちである。2番、十勝圏複合事務組合負担金の新中間処理施設整備事業である。令和10年度供用開始予定の新一般廃棄物中間処理施設建設

費及び令和16年度供用開始予定の新最終処分場施設に関する基本構想策定等に係る負担金を支出する。事業費は、1,997万8千円である。次に健やかで笑顔あふれるまちである。6ページ、24番、1か月児健診事業。1か月児健診費用を全額公費負担する。事業費は、24万円である。7ページ、25番、産婦健診事業。産後2週間及び4週間の産婦健診費用を全額公費負担する。事業費は、60万円です。次に学びから生きる力を育むまちである。3番、奨学金貸付支援事業である。義務教育終了後に高校や大学等へ進学することを志す子どもに対して、無利子により貸し付けを行う。事業費は、2,688万円です。5番、教育支援センター広域利用負担金。不登校児童生徒が芽室町の教育支援施設を利用するための負担金である。事業費は、118万8千円である。8ページ、次に地域資源と産業を活かし挑戦するまちである。5番、北海道公社営畜産事業である。排水不良地の改善を図るとともに生産力の低下した既存草地の基盤整備を行い、生産性の拡大及びコストの低減を図ることで、安定した農業経営基盤を構築し、畜産経営の体質強化を図る事業である。事業費は、1,528万8千円である。6番、町営育成牧場ドローン導入事業です。牛群移動や牧柵点検をバイクに代えてドローンで行うことにより、労働負担の軽減や安全性が向上し、作業の精度向上・効率化を図る。事業費は、274万2千円である。7番、農業水路等長寿命化・防災減災事業である。老朽化及び損傷した排水路の改修を実施することにより、施設の機能維持及び防災対策を図る。事業費は、3,806万円である。9ページにいて、次に快適で安らぎを感じられる住みよいまちである。1番、地域公共交通確保事業である。清水帯広線バス等の運行事業助成及び交通弱者移動支援事業として買い物銀行バスを運行する。コミュニティバスの廃止に伴い、買い物銀行バスの運行時間を延長する。事業費は、1,052万3千円である。2番、地域おこし協力隊起業支援事業である。地域おこし協力隊が町内で起業するために要する経費を助成する。事業費は、200万円である。3番、地域プレーヤー創出・育成事業である。都市と地方をつなぐ、地域プロジェクトマネージャーなど、地域の核となり牽引する人材の確保・育成を図る。事業費は、1,632万4千円である。4番、地域おこし協力隊支援業務委託事業である。地域おこし協力隊の人材募集から育成、起業支援までを委託し、隊員の定住・定着を図る。事業費は、1,662万円である。10ページにいきます。14番、通学路緊急対策事業です。御影小学校の通学路に設定されている御影3丁目西道路の歩道改修工事を実施する。事業費は、1億6,893万8千円である。18番、町営住宅建設事業。西都団地を2棟4戸建設します。事業費は、1億5,284万5千円である。次に多様なつながりで協働するまち。3番、清水町総合計画の後期基本計画策定事業である。第6期総合計画の前期基本計画が令和7年度までのため、令和8年度以降の後期基本計画を策定する。事業費は、538万2千円である。5番、総合行政システム管理事業である。総合行政システム関連機器の安定的かつ効率的な管理、運用を行います。また、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく、自治体情報システム標準化に対応する。事業費は、2億2,871万7千円である。次に、12ページについては、一般会計繰出金等の内容となっている。13ページについては、債務残高・基金残高の状況、14ページについては、地方債・債務負担行為年度別償還予定表となっている。次に、15ページ以降については、先ほどご説明した、複数年度の実施計画となります大型建設事業や主な新規事業などについて抜き出したものである。以上、令和7年度予算(案)に関する説明とさせていただきます。よろしく願います。

山下議長：ただいま、執行側から説明があったところだ。説明に対する特に質疑があれば質疑を行う。質疑あるか。

(「なし」という声あり。)

質疑なしということで協議会の中での質疑は終わらせていただく。

②第2回定例会について

山下議長：それでは2番目、第2回定例会の執行側からの説明をお願いします。

総務課長(神谷昌彦)：副町長が不在のため、わたくしの方から3月定例会の予定議案等について説明する。議案書をご覧ください。議案番号順に説明をさせていただきます。まず、議案第3号～第8号は、令和6年度一般会計以下6会計の補正である。一般会計予算についてのみ説明する。歳入歳出予算の総額に2,924万7千円を追加し、総額を96億788万円とするものである。11ページをお開き願う。歳入より説明する。11款1項1目地方交付税は、普通交付税の再算定が行われたことによる追加交付で9,547万1千円の追加である。14款、使用料及び手数料から、16ページ、22款、町債までが歳入の補正となるが、全て収入額の確定見込み、または収入額の確定による補正である。17ページへまいる。歳出の補正である。歳出の説明について、36ページまで続いているが、ほとんどが事務事業の完了見込み、または事業費の確定による不用額の減額なので、追加補正となる項目のみ説明をさせていただきます。19ページをご覧ください。3款1項4目 障害福祉費、22節償還金、利子及び割引料18万4千円の追加は、自立支援給付費負担金の過年度分の補助金額の確定に伴う返還金の補正である。2項1目児童福祉総務費24万1千円の追加は、保育施設の広域入所利用者の増加による給付金の補正である。20ページの中程に参る。6目児童療育支援費109万8千円の追加は、通所給付費の増加見込みによる補正である。23ページの下に参る。4款2項1目、清掃費、18節、198万8千円の追加は、十勝圏複合事務組合で共同処理をしているごみ処理分、新中間処理施設整備分及びし尿処理分の負担金額確定見込みによる補正である。25ページをご覧ください。25ページの一番下、6款1項6目、土地改良事業費234万円の追加は、道営畑地帯整備事業の負担金の補正である。27ページの下に参る。7款1項1目、商工振興費95万7千円の追加は、物価高騰等により中小企業近代化資金の利用が増加したことによる補正である。33ページの下にいく。10款2項1目、小学校管理費679万3千円の追加、及び、34ページ、3項1目、中学校管理費126万5千円の追加は、学校特別防犯対策事業として御影小学校職員玄関ドア防犯対策工事と各小中学校に非常用通報装置を設置する補正である。36ページをご覧ください。12款1項2目、利子50万円の追加は、歳計現金不足見込みに係る基金繰替運用に伴う支払利子の補正である。13款2項1目基金費については、今回の補正予算による調整額として1億4,966万2千円を財政調整基金及び減債基金へ積立てをするものである。5ページにお戻り願う。5ページについては、第2表、地方債補正である。今回の歳入予算の補正に伴って、地方債の借入限度額を追加及び変更するものである。起債の目的ごとの限度額については、第2表に記載のとおりである。6ページに参る。第3表、債務負担行為補正、追加となる。議案第25号で説明するが、指定管理契約を複数年で行うため、債務負担行為を設定するものである。清水町社会体育施設運営管理については、期間が令和7年度から令和9年度までの3年間とし、3年間分の契約限度額を1億2,497万4千円とするものである。7ページに参る。第4表、繰越明許費である。繰越明許費は、今年度内に事業が完了とならないものについて、今年度の予算を翌年度に執行するために行う手続である。4款2項のし尿処理事業については、十勝圏複合事務組合で行う汚泥処理設備の更新工事の一部が年度内に完了しないことから、本町の負担金分7千円について繰越しを行うものである。10款2項の小学校特別防犯対策事業及び3項の中学校特別防犯対策事業については、歳出で説明した御影小学校職員玄関ドア防犯対策工事及び各小中学校に非常用通報装置を設置する工事になる。翌年度に小学校費が679万3千円、中学校費が126万5千円の繰越しを行うものである。新設条例及び一部改正条例が、議案9号から第14号の6件である。概要を、説明する。議案第9号、清水町まち・ひと・しごと創生基金条例は、

企業版ふるさと納税による会計年度を跨ぐ寄付や計画的な積立等、柔軟な寄付受け入れ体制の整備のため、税制改正における3年間の税額控除の特例措置延長（令和9年度まで）に合わせ基金条例を制定し、寄付受け入れのさらなる促進を図るため、新規に制定するものである。議案第10号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行（令和7年6月1日）により、懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑に一元化されることから、関係する条例の改正を行うものである。議案第11号、清水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例は、令和6年8月8日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」において、「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る項目が明らかにされ、国家公務員において今後の改正が見込まれる項目について、本町においても国の改正に準じた改正を行うものである。議案第12号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、引用事項を改める必要が生じたため改正を行うものである。議案第13号、清水町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、令和6年度人事院勧告の給与制度のアップデートに基づき、国家公務員に準じた改正を行うものである。議案第14号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、少人数学級臨時教諭の給料について、令和6年度人事院勧告に基づき、条例で定める上限額を改正するものである。議案第15号、定住自立圏形成協定の変更については、第4期十勝定住自立圏共生ビジョンの策定に伴い、「定住自立圏の形成に関する協定書」の一部を変更する協定の締結が必要となるため、提案するものである。議案第16号から議案第21号までは、令和7年度一般会計以下6会計の設定である。予算書のほかに、予算に関する資料を合わせて配布している。議案第22号清水町公平委員の選任については、現在1期目の高橋委員が5月24日で任期満了となることから、再任の提案をさせていただくものである。議案第23号清水町固定資産評価審査委員会委員の選任については、現在1期目の残間委員が4月23日で任期満了となることから、再任の提案をさせていただくものです。議案第24号人権擁護委員候補者の推薦についてだが、現在委員の猪早委員が6月30日の任期満了をもって退任されることから、新たに恩田委員の推薦について、議会の意見を求めるものである。議案第25号、指定管理者の指定については、地方自治法の規定により、新年度からの指定管理者の指定について、議決を求めるものである。清水町社会体育施設の指定管理者として、株式会社ソルプレーサ・イノベーションズを選定し、指定期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とするものである。年度内に指定管理協定を締結する必要があることから、一般会計補正予算の債務負担行為の設定と併せて、今回提案を行うものである。議案については以上である。

山下議長：ただいま第2回定例会の議案に関わる説明が執行側からあった。これに対して特に確認する事項があったら、質疑をお願いする。確認事項はないか。
（「なし」という声あり）

総務課長(神谷昌彦)：すいません追加で少しご説明させていただく。3月議会においては例年町政執行方針、それから教育行政執行方針ということで申し上げていただけれども今回骨格予算となっているため、今回、町政執行法人、教育行政執行方針ではなく、町長からこれからの調整運営などの基本的な考え方について所信表明ということで述べさせていただいて、調整執行方針それから教育行政執行方針につきましては、政策予算案が固まりましたら改めて申し上げたいと思う。

山下議長：ただいま執行方針関係について追加で説明があった。それを含めて第2回定例会についての説明の件について、特に確認する事項があればお伺いしたいと思

う。よろしいか。

(「なし」という声あり)

それでは2番目の第2回の定例会については終了する。続いて3番目の都市計画マスタープランの策定について執行側の説明を求めたいと思う。

交代するので、ここで暫時休憩する。

【休憩 14:05】

【再開 14:06】

③都市計画マスタープランの策定について

山下議長：休憩前に引き続き会議を再開する。3番目、都市計画マスタープランの策定について執行側から説明を受けたいと思う。

建設課長補佐(小笠原国雄)：それでは清水町都市計画マスタープランの概要を説明する。都市計画マスタープランはまちの将来像を示し、まちづくりの基本となる計画になり、特にまちの構造や施設配置など空間形成に関する部分を担う。先ず策定の背景ですが、本町は過去に定めた都市計画が相当期間に渡って固定化されてきた状況にあり、都市の現状や将来を見据えた適切な見直しを進めて行く必要があることから、これらの指針として役割を果たすため、令和4年度から策定を開始し計画案が纏まりましたので、パブリックコメント前の内容を説明させていただき、それでは計画の概要を説明します。1ページからの第1章は計画策定の背景と基本事項として、人口推計、防災、減災などの対応、計画期間を定めています。2ページ目をご覧ください。町の人口推計は計画期間の20年後である令和27年は人口6200人となっています。一方清水市街地の人口推計は44ページをご覧ください。一番上の黒枠の表の下から4段目、清水市街地の人口は令和7年4,658人から20年後の令和27年は3,378人へ減少と推計している。次に10ページをご覧ください。計画の対象区域は都市計画区域内としている。次に11ページ計画期間は20年とし10年経過毎に改定を基本とするが、上位計画の改定により整合性を要する場合や、新たな政策改題への対応が必要となった場合は随時見直しとしている。12ページの策定体制はご覧のとおり都市計画審議会、策定委員会、庁内検討委員会、作業部会の4つの組織からなり、町民や役場庁内の意見を頂き案を作成している。13ページ計画の位置づけは、各種計画との整合を図り、上位計画である北海道が策定する都市計画区域マスタープランに即し、本町が定める都市計画の根拠になる。15ページから第2章都市の現状把握である。17ページをご覧ください。用途地域の変遷だが平成7年が最後の用途地域見直しになり、有効な土地利用を図る観点から用途地域見直しが必要となっている。次に28ページをご覧ください。都市計画マスタープラン策定にあたり、住民アンケートを実施している。アンケート結果の概要は、今後の居住意向について約6割の方は現在の場所に住み続けたい、町内に住む理想的な場所は市街地の中心部と中心部にほどよく近い住宅街が6割強と回答している。将来思うことは買い物サービスの低下、空き地空き家の増加による居住環境が悪化、人口減少によるまちなかの賑わい喪失が上位3つで6割から7割となっている。まちづくりに関する満足度と重要度について満足度が低く、重要度が高いものは、土地利用や市街地整備は「観光客を呼び込むための市街地整備」「空き地・空き家の利活用」「工業地の拡充等の企業誘致」「定住促進のための住宅地供給」「暮らしを支える各施設の集約化」となっている。都市防災については「住宅や民間建築物の耐震向上」「防災機能を強化した公園施設整備」「避難路や避難場所の整備充実」「主要施設の停電対策」「減災につながる地域コミュニティの形成」は重要度が高くなっている。次に都市計画の見直しは、用途地域は現在の計画を再検討または見直しが8割強となっている。アンケー

トは68ページの資料編に結果がある。また、町ホームページにて公表している。次に31ページ第3章主要課題の整理である。ここでは第1章から第2章までの計画策定の背景、都市の現況、住民意向調査の結果から課題をまとめ、36ページに5つの方向性を示している。次に37ページ第4章、将来目標と都市構造では都市の将来像とまちづくりの目標を設定している。38ページから39ページでは都市の将来都市像を第6期総合計画の重点施策と、4つの基本目標と3つの視点第3章でまとめた今後のまちづくりの方向性から「地方ならではの暮らしを体現し、生涯にわたって住み続けることができるまち」を設定している。40ページでは将来都市像を実現するため、今後のまちづくりの方向性を踏まえつつ、ご覧の6つのまちづくりの目標を定めている。42ページでは都市を構成する各要素、エリア、拠点、骨格により将来の都市構造を設定している。①のエリア、市街地エリアは住居、商業、工業の土地利用を機能的に配置します。森林・農地エリアは優れた展望や農村景観や防災・保水など多様な機能を有する森林と合わせて環境の保全を図るとしている。拠点は駅周辺から役場、商店街を含む一体を中心拠点とし、行政、医療、福祉等の主要な都市機能を図り利便性を高め、活力と賑わいを生み出すとしている。清水町の玄関口の機能となる清水公園を交流拠点と位置付け、町民同士のコミュニティの誘発が期待できる中央公園と文化センターはまちなかの交流拠点に位置付ける。次の骨格は広域的な交通軸として道東自動車道、国道、道道を位置づけ、これを補う町道の都市計画道路2路線を骨格となる道路網としている。次の43ページ連携軸、駅前広場から東と南へ伸びる本通り線と国道38号線及び274号線と接続する導線は人や車と呼び込み、回遊性を創出する連携軸として位置付ける。45ページの第5章からは分野別構想として具体的な取組方針になる。46ページから土地利用の方針として住宅地、商業地、工業地の方針になる。47ページをご覧いただく。④農地・自然豊かな地域の土地利用の、一番下「東清水地区及び西清水地区における用途地域内の農地は、優良農地の保全と住宅地の郊外化を抑制する観点から、農業振興地域農用地区域への編入を視野に入れ用途地域の縮小を検討」は、現在、第1種中高層住居専用地域となっている農地について白地への用途変更を検討とするとしている。⑤用途地域の変更・見直しをご覧いただく。一つ目「土地の有効活用による企業継続支援のため、JR十勝清水駅周辺の大規模な空き地は、高速道路や国道とのアクセス性を活かし、隣接する流通業務地と一体的な土地利用を図りつつ、周辺環境との調和に留意しながら工業系用途地域へ変更」は、プリマハム工場の建替え計画に伴い駅裏にある未利用の町有地を住居系から工業系へ用途を変更に関するものである。二つ目は新体育館に関する内容である。建替え計画のある町民体育館は、避難所としての機能が想定されることから、主要幹線道路沿道で災害リスクの少ない大規模未利用地の活用を検討することとし、周辺住環境へ配慮しつつ必要に応じて用途地域の変更を検討とするとしている。今後の予定している新体育館計画見直しを考慮した内容になっている。次に野球場周辺に関する内容である。現在、野球場周辺は第1種中高層住居専用地域となっているため、野球場などの施設更新を見据えて用途地域に変更を検討するものである。最後、工業利用が見込まれない主要幹線沿道の工業系用途地域については、隣接する沿道商業業務地と一体的な土地利用の増進を図るために土地利用の変更を検討するのは、旧いちまる付近周辺の工業系用途地域に関する内容になる。現状、店舗などが建っている工業系用途地域の見直しを検討するものである。現在、大型店舗が閉店となっているので、今後の利用状況を見極めて用途地域変更を検討とするとしている。次に49ページをご覧いただく。ここからは、都市の骨格となる道路関係の内容になる。50ページをご覧いただく。③都市内幹線道路の整備方針・三つ目都市計画道路3・4・3号本通線の駅前広場から図書館方向の国道までの未整備区間はルートの見直しを含めて検討とするとしている。次に52ページは公園・自然環境の方針である。①公園等の取組方針は総合公園と近隣公園は交流拠点となる清水公

園、中央公園の方針になる。次に53ページ<街区公園>三つ目未開設となっている旧第二保育所横にある富士公園は必要性の検証を行い、今後の方針を検討するとしている。次に55ページ5-4公共施設の方針をご覧ください。公共施設全体の整備方針と各施設の整備方針である。56ページ③教育・文化施設に整備方針の、三つ目新体育館になる。新体育館の建設は、本町のスポーツ団体が安全にこれまでどおり利用できる規模を想定するとともに、子どもから高齢者まで誰もが気軽に健康づくりやスポーツ活動ができる場を確保するとしている。次に58ページ都市防災の方針をご覧ください。②河川洪水等への対応、三つ目は新体育館に関連します。新体育館の洪水等に対応するため避難所指定や物資備蓄や設備の充実を図るとしている。63ページ実現化方策の検討計画の実現の向けた方針と実現するための体系になる。65ページ1、関連計画への方向性の反映をご覧ください。都市計画マスタープランを実現するためには都市計画の見直しだけではなく、今後関連する各種計画策定又は見直しの際に本計画を反映することで一層の体系的な計画の推進につなげていく必要があると考えている。以上が概要説明になるが、説明が長くなったので概要をまとめると、人口減少、高齢化に伴いコンパクトなまちづくりを進める必要がある。これまで都市の拡大を前提として用途地域を指定してきたが、本計画では一部の用途地域縮小する方針としている。土地利用の課題は用途地域変更が平成7年を最後に30年経過し、実態に即した見直しが求められている。各行政計画で踏まえるべき都市づくりの総合的な指針となる。が、まとめとなる。最後に今後のスケジュールだが3月6日から3月26日の間でパブリックコメントを実施。4月に都市計画審議会へ諮問、答申後に計画を決定し、議会へ報告を予定している。以上が都市計画マスタープラン案の説明になる。

山下議長：ただいま担当から都市計画マスタープランについての策定についての説明について、特に今確認する事項あったら質疑をお願いします。

(「なし」という声あり。)

なければこれは今後パブリックコメントにあげて、その後また改めて議会に報告する。それでは説明に対する質疑を終わらせていただく。これで町長からの申し出事項が終わったので、全てまとめて特に何かあれば確認事項はないか。

(「なし」という声あり。)

なければこれで説明を終わらせていただく。暫時休憩して退席をお願いします。

【休憩 14：24】

【再開 14：25】

(2) 議会運営委員会からの報告事項について

① 3月定例会議案の審議方法について

② 審議日程の見通しについて

山下議長：再開いたします。それでは全員協議会の2番目、議会運営委員会からの報告事項を議運委員長。

議運委員長(橋本晃明)：まずは3月定例議会の審議方法について今日午前中に議会運営委員会を開いたのでその報告をさせていただきます。まず新設条例1件について所管する総務産業常任委員会に付託することとした。それから令和7年度予算および関連条例についてはこれまでと同様に、予算審査特別委員会を設置して審議することとした。その他の条例一部改正、補正予算および一般議案等について本会議審査とする。なお補正予算および指定管理者の指定については、会期初日に審議することとした。審議日程の見通しについてであります。3月12日

から24日までの13日間とする。それで詳細については事務局の方から説明をお願いする。

事務局長(大尾 智)：それでは日程の見通しについて説明する。3月12日開会日水曜日。開会前、議会運営委員会委員長から報告がある。開会后、町長所信表明がある。その後条例制定、新設条例の制定1件について、総務産業常任委員会へ付託する。次に、令和7年度各会計予算の認定および予算関連条例の一部改正2件。議案でいくと13号14号になる。その2件について一括まとめて特別予算特別審査特別委員会へ付託する。そして令和6年度一般会計から6会計の補正予算、それから指定管理の指定について関連があるので一括して審議するということになる。次に請願が1件。今日写しを皆にお配りしているけれども、食料安全保障の強化に向けた次期基本計画および酪肉近の改定を求める請願、請願者清水町農民連盟、紹介議員は桜井議員である。こちらについてはいつも通り、所管委員会である総務産業委員会へ付託をする。本会議終了後は予算審査特別委員会議長の招集で1回目行って正副議長の互選を予定している。13日から16日までの4日間は休会である。3月17日月曜日再開する。まず、諸般の報告で、予算審査特別委員会、正副議長の互選結果を報告する。続いて請願1件について委員会の審査報告と、採択するかどうかわかるかどうか採決を行う。それから次に一般質問の1日目。続いて翌18日火曜日、一般質問を続けて行う。翌19日水曜日、20日は春分の日で祝日なので休会し、21日金曜日、2日間予算審査特別委員会を行う。3月24日月曜日最終日だが、こちらについては午前中小学校の卒業式があるので午後1時半からという形になる。まず条例審査に係る総務産業常任委員会からの審査報告および採決、次に予算審査特別委員会の審査報告および採決、それから条例の一部改正が10号11号12号の3件である。人事案件が2件、22号23号の公平委員の選任、固定資産評価審査委員会委員の選任である。その他の意見が2件、人権擁護委員候補者の推薦および定住自立圏形成協定の変更、議案第24号と15号である。それから後ほど説明するが、議員提出議案を1件予定している。清水町議会の個人情報の保護に関する条例があるけれども、そちらの一部を改正する条例を議員提案という形で1件予定している。それから請願は採択された場合の意見書について提案する。最後、所管事務調査の申し入れを行って閉会となる。最終的な審議日程については、3月7日の議運で確定するという事となる。以上。

山下議長：ただいま議運委員長と局長の方から、3月定例会の審議方法についてそれぞれ説明があった。この進め方について何か質問あれば。

桜井議員：確認だが、今局長から説明あったが、18日一般質問の終わったあと全員協議会が予定されているけれども、これは書いてある通りあるのか。

事務局長(大尾 智)：意見書を出すという形になれば全員協議会での確認が必要なので、その日になるかなということでスケジュール表の方には入れた。

山下議長：その他確認する事項あるか。
(「なし」という声あり。)
なければ3月定例会についてはこのような進め方で参りたいと思う。

- ③清水町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ④清水町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程の制定について

山下議長：続きまして個人情報の保護に関する条例の内容、それから併せて処理の規定

ついて説明をお願いします。

事務局長(大尾 智)：議会の個人情報保護の条例の一部改正条例についてと、④の同条例の施行規程の一部を改正する規程の制定についてを併せて説明する。資料でお配りした、右肩に別紙の1と書いてある議員提出議案第1号という資料をご覧ください。まず条例改正の説明だけでも、これについては中身を見てもらうと非常に短い改正内容である。それから次のページから他、新旧対照表をつけているので併せてご説明を聞きながらご覧いただきたい。平成6年5月31日に、行政手続きにおける特定の個人を識別するための利用等に関する法律、少し長い名前だけれどいわゆる番号利用法、マイナンバー法と言われている法律があるが、それが改正されて令和7年の4月1日から施行されることとなる、同法を引用しているこの個人情報保護の条例だけれども、そこにおいていわゆる法律改正で上ずれが発生するために、それを解消する内容となっているので、条例の内容について変更がされるところではない。マイナンバー法の改正においては、法律第2条で法律の用語の定義の中の第2条第8項に、カード代替磁気的記録というものが新たに定義された。これ何かというと、いわゆるスマートフォンにマイナンバーカードの記載情報とか、あと顔写真情報が搭載されることが可能となるというものである。なので、法律にこの新たな定義が追加されたことによって、条例の第2条の第10項で引用している方、第2条第8項が9項にずれている。それから、同じく12条の第5項の表の中で引用している法第2条第9項が同じく第10項というふうに1条ずつズレが発生しているので、その解消を図り、今後の適正な条例運用を図っていくものである。こちらについては、最終日に議会運営委員会委員長、提出者委員が賛同者ということで、議員提出議案ということで、最終日に提案させていただくので、よろしく願います。あわせて別紙の2をご覧ください。こちらについては同じく個人情報保護のこの条例の施行規程の一部改正となっている。こちらも改正文の方はそんなに長いものではないが、少し説明する。なかなかわかりづらい部分もあるかと思うがちょっと辛抱して聞いていただきたいと思う。まず第3条の改正の部分については二つの中身がある。まず一つ目は、健康保険証とマイナンバーの一体化というものがあって、これは第3条の8号と14号を今回改正の部分だが、これ昨年12月2日に個人情報保護法施行令が改正されて、いわゆる紙の保険証が廃止となった。そこで被保険者番号というものを、法令の方で規定することになったので、それに合わせた改正である。それから、6号7号については、同じく施行された個人情報保護法施行規則の改正に対応するものということで、保険者番号という表現を削除している。それから二つ目の案件として、運転免許証とマイナンバーの一体化に関わっての部分である。これは第10号のところの改正になるが、3月24日に施行される、個人情報保護法の施行令の改正に対応するもので、その規定に合わせて、免許情報記録の番号を個人識別番号にという表現を加えている。それから第5条と第11条については、法令等の改正により表現を直したものである。それから第10条のところでの変更だけれども、こちらについては同じく紙の保険証が廃止されたことに伴って、本人確認の書類から健康保険証というものを削除するものである。ただ、紙の保険証最大1年間有効なので、この部分については同じ5の中で、その他法律またはこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求等が本人であることを確認するに足りるものというものが、搭載されているので、1年間有効の紙の保険証についてはこちらに区分できるということで、保険証という文言は今回廃止するということである。それに伴って様式第11号10号16号にある、本人確認のところから健康保険証というものを削除するというものである。この規定も、中身の抜本的な改正に伴うものではないので、文言整理や法律改正に伴うものなので、よろしく願います。なお、規定の方は条例ではないので、議会提案という形ではなくて皆さんご了解いただいて今後の議長決

裁により変更するということになる。以上。

山下議長：ただいま3番目、4番目について事務局から説明があった。特に確認する事項あるか。

（「なし」という声あり。）

なければ③番目④番目については説明の通り取り扱いをする。

⑤令和7年度町議会定例会日程(予定)について

山下議長：続いて⑤番目、令和7年度の町議会定例会の日程関係について提案をする。議会運営委員長からの報告願います。

議運委員長(橋本晃明)：令和7年度の町議会定例会の日程についてはお手元にある別紙3をご覧ください。事務局長から説明をお願いします。

事務局長(大尾 智)：それでは令和7年度の日程について、事前に執行側とお配りの通りのスケジュールで調整した。議会側執行側で今後予定になっているので、どうしても不都合が生じた場合には、都度議運の方で協議して、変更もあり得るけれども、基本的にはこの日程で令和7年度は進めていきたいと思う。よろしく願います。以上。

山下議長：特に確認事項あれば、なければこの内容で進めていくということで、そして途中で何か変わってくればそれに合わせて変更していくということでご了解いただければと思う。

⑥令和7年度議会運営委員会所管事業の取り組みについて

- ・議会報告会と町民との意見交換会について
- ・模擬議会について

山下議長：続きまして6番目令和7年度の議会運営委員会所管事項の取り組みについての報告である。議運委員長願います。

議運委員長(橋本晃明)：令和7年度の議会運営委員会の所管事業の取り組みまず議会報告会と町民との意見交換会についてだが、昨年度は常任委員会の道外視察の実施をするために7月に開催したけれども、7年度につきましては6年度と同様、6年後、前5年度と同様に10月を目途に実施していきたいと思う。開催方法、時間場所については、議会活性化の中間報告の通り実施することを確認したいと思う。それから模擬議会についてだが、令和2年度以降、一般質問の形式で清水高校生の委員会を開催してきた。令和7年度事業についても議運において高校側と内容等を協議して確認していきたいと思うが、一般質問の精度を上げる工夫が必要と考えているので、高校と協議する中でその協議回数を増やしていくとか、今後議運の中でまた協議していくことでよろしいか確認したいと思う。

山下議長：只今、議運委員長の方から7年時に度を実施する事業として、特に議会報告会と町民との意見交換会、それから模擬議会について同様に実施するとして、内容についてはこれから協議を進めまして良いものにしていきたいということで議運委員長から話がありました。今年度もこのように取り進めることということで確認をしたいと思うがよろしいか。

(「はい」という声あり)

それでは、議長の報告の通り今年度の事業としてこれを進めてまいりたいと思う。

(3) 令和7年度議会費の予算(案)について

山下議長：続きまして(3)番目、令和7年度議会費の予算につきまして、これについては事務局から説明をさせていただきます。事務局。

事務局長(大尾 智)：それではお配りしている資料の別紙4をご覧ください。令和7年度の一般会計予算案議会費の概要である。まず報酬については令和6年度と同額である。議員手当については昨年の人勧で示された通り、0.1ヶ月分の増ということで22万25万5000円の増である。議員共済費については負担給付費負担金率の変更となったので67万4000円の減ということになっている。その下の赤字の部分、研修講師謝礼ということで今まで計上していなかったけれども研修会の開催時にお呼びする講師の謝礼ということで10万円を計上し、新たに計上している。その下、議会議員費用弁償については、昨年、道外研修があったので、その分今年は道内研修という形になる。市町村アカデミー等の個別の後、当該研修についても予定通り6名を計上しているところである。差し引き186万円の減となっている。それから議長交際費から広告費は増額、それから駐車場使用料、細かい部分であるけれども、こちらは昨年行っていない道内研修があるので、その分で若干駐車場料金を7000円増やしている。会議負担金は同額である。それから、議長会十勝の町村議長会の負担金については4000円の増となっている。それから、災害補償等組合負担分は同額である。議会議員の人件費、経費については前年度比216万8000円の減である。次に議会事務局費である。こちらについては、ほとんど通常通りの部分だけれども、真ん中若干下ぐらいの議事録作成システム利用料92万4000円という部分がある。こちらについては今まで外部委託にかけていた。こちらから音声データを送り込んで翻訳してまた送り返してもらってということで、かなり時間がかかっていた部分もあったので新しいシステムを役場も共通で利用する形になると思うのだけれども、それを入れて、こちらでそのシステムを使って自前でまず文字起こしができるようにすることで、少しその議事録作成にかかる時間を作成削減していきたいなというふうに思っている。その部分でトータルして27万3000円の減となっている。人件費については同額である。合計、前年度比244万1000円の減である。下の丸部分こちらは従来と同じだけれども、13款の行政費に図書経費として151万円を計上して、3階に配置している、現行法規ですとかそういうもの、あと各種追録代の図書経費を計上し、一応予算の管理については議会事務局で担っているところである。以上。

山下議長：ただ今局長から、今回新年度に提案する議会費の関係の説明をください。これについては予算特別委員会の中で議会関係に関わる部分なので、特に質疑という部分では、ここで済ませたいと思うが、特に質疑があれば。はい、川上議員。

川上議員：タブレットの関係はどのようになったのか。

事務局長(大尾 智)：議員入院されてたので、前回の全員協議会の中で報告させていただいた。もう理事者も変わっている話なのであれなのだが、最終調整がまだ終わってなかったが最終的には載せないということになって、当初予算には落ちなかった。当初予算に載っていないので、今回多分再最終日とかに補正予算が提

案されると思うがそこはあくまでも当初に載せて落としたものを載せてくるとい形になるので、タブレットの部分については新しい町長と改めてお話をし、考え方をお伺いしてからなので、本当に政策的な新規の予算の追加というか、そちらの部分での対応になるのかなとは思っているが、まだ全然方向性は見えていない。以上。

山下議長：他、質疑あるか。それでは議会費についてはこのように提案をさせていただくのでよろしく願います。

(4) 今後のスケジュール(3月定例会等)

山下議長：続いて4番目、3月定例会の今後のスケジュールについて説明をお願いします。

事務局長(大尾 智)：資料別紙5ご覧いただく。こちら本日から最終日、24日までのスケジュールを書いている。前にご説明したかと思うが、通常の告示日とか、あるいは一般質問の通告日が、若干運用例からはずれている。これは町長選挙があった関係で開会日が遅れていることによるものである。ご了解いただければと思う。それから先ほど来ご説明した通り12日開会、それから17日、18日一般質問等、それから19日、20日が予算委員会で最終日24日ということでそれぞれ予定を書かせていただいている。先ほど桜井議員からのお話もあった通り、全員協議会とこれから必要に応じてやっていくことになるけども、ちょっとその部分前後する可能性はあるのでその都度アナウンスしていきたいと思っているのでよろしく願います。それで最後に一点をお願い事項というか、先ほど議会運営委員会の中で確認されているところだけれども、予算審査に必要な資料については、昨年も同様の取り扱いをしているところである。公式な形ではないけれども資料が必要な場合は、事務局を通じて関係各課に作成して提出していただくように、先ほど議運の中でも理事者側にご了解をいただいた予算のどの項目、どういった内容を確認するための資料が必要かを、事務局に申し出ただけで理事者側に作成していただくという形になるが、昨年と同様議会初日、3月12日の午前中までにもし必要な資料があった場合、書面にてこちらは様式はないが事務局にお申し出いただく。3月18日までに理事者側に資料を作成していただいて、19日、予算委員会の冒頭にはお配りするというスケジュールになっているので、よろしく願います。以上。

山下議長：ただ今、3月定例会のスケジュールについて事務局から説明があった。このスケジュール通りに進むということで何か特に確認する事項あれば、なければ、この通りに進めさせていただきたいと思う。よろしく願います。

(5) 議員研修の受講者の確認について

(6) その他

山下議長：続いて(5)番目、議員研修の受講希望者の確認について、事務局から報告がある。

事務局長(大尾 智)：それでは、これも昨年というか従前同様だが、当該、研修国際文化市町村アカデミーの議員研修について6名分の予算を計上している。それで今年度、もう既に皆さんの方にご通知差し上げて期日までにお申し出いただきたいと発信しておりますけれども、最終日に議員派遣の議決を取らなければいけないので、もし、6月定例会までの4月5月の部分についての研修を検討されている方は一応締め切りも書いているので、それまでに申し出ただけで、最終日に議員派遣という形で取りたいのでお忘れなくというか、その確認で

ある。

山下議長：ただいま(5)番目の希望者については、今定例会中にそれぞれ申し出をお願いします。それでは5番目終わって、その他ということで、その他特に何かあれば。
(「なし」という声あり。)
それでは3月定例会このように進むので、よろしくをお願いします。
それでは本日の全員協議会を終了させていただきます。

【閉会 14:57】